

諮問番号：令和２年度諮問第２号

答申番号：令和２年度答申第２号

答申書

第１ 審査会の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

第２ 審査請求に至る経緯

１ 審査請求に係る処分

審査請求人は、下記のとおり、国民健康保険税を滞納していたところ、処分庁は、令和２年７月１日付伊健国第１１６７号差押調書で滞納額２２万５５４０円について、審査請求人が第三債務者に対して有する令和２年８月支給分以降の企業年金連合会老齢年金代行年金、老齢基礎年金及び老齢厚生年金から国税徴収法第７６条第１項各号に掲げる金額を控除した金額の請求権を差し押さえた（以下「本件差押処分」という。）。

(単位：円)

賦課年度	対象年度	期別	未納額	督促手数料	延滞金	合計	納期限	督促状発送日
31	31	8	73,400	80	2,300	75,780	R2. 1. 31	R2. 2. 20
31	31	9	73,300	80	1,700	75,080	R2. 3. 2	R2. 3. 19
31	31	10	73,300	80	1,300	74,680	R2. 3. 25	R2. 4. 14
合計			220,000	240	5,300	225,540		

２ 審査請求

審査請求人は、令和２年７月１３日に本件差押処分を不服として、処分庁に対して審査請求を行った。

第３ 審査関係人の主張の要旨

１ 審査請求人の主張

(１) 令和２年１月２９日、伊丹市より国民健康保険税納税通知書が届き、同日、伊丹市の指示に従って、伊丹市の窓口を訪問した。

審査請求人は、当該窓口の職員に、土地の売却に伴う課税の額が大きかったうえ、令和元年１２月に脊髄狭窄の手術で金銭的余裕がなかったため、伊丹市に転居する前に居住していた〇市に、令和２年６月から年金支払月に１０万円を支払うとすることで税金の支払いを猶予してもらっており、その支払いが年度いっぱいかかるので、伊丹市の国民健康保険税の支払いは、年度を超えてしまうことを説明した。

当該窓口の職員の回答は、伊丹市の国民健康保険税の支払いを猶予することは困難と繰り返す内容のないものであった。このとき、「納付がなければ、滞納処分を行わなければな

らない」旨の説明をしたとする処分庁の主張には、この時期（納期限の2日程度前）の説明としては違和感がある。少なくとも、国民健康保険税の支払いが遅れる旨の申入れについて、出来ませんと明確な返答はなかった。

また、当該窓口の職員と、最後には調査する旨のやりとりもあった。そこで、後日返答があるものと理解していたが、返答がなかったので、支払猶予の申入れが了解されたものと受け取った。その後も、国民健康保険税の督促がきていたが、行動を起こす必要はないと判断していた。

ところが、令和2年7月9日に、本件処分にかかる差押調書が届いたので、同日、伊丹市に架電して、本件処分について抗議したところ、窓口職員から、国民健康保険税の支払いを猶予することは困難と回答しており、本件処分には問題がないと回答があった。

(2) 伊丹市は、支払いが困難であれば、早急に相談するように呼びかけており、その呼びかけに応じて、通知が届いた日に、窓口を訪問して相談していたのに、相談に対応する姿勢が全くないのは問題である。

審査請求人は、〇市には税金の支払いを猶予してもらって、その支払いを継続しているところ、そうした事情を考慮することなく、本件処分に至ったのは、結果的に、〇市の課税よりも伊丹市の課税を優先するように求めるものであり、常識的に考えられない判断である。

(3) なお、伊丹市からは、令和2年7月10日付けで、「年金支給請求権差押えにかかる予定取立額について」と題する書面が届いたが、その内容は、審査請求人が、〇市に税金の支払い（年金支給月に10万円の支払い）を継続していることが考慮されていないものであり、生活費の確保に配慮がないものである。〇市に対する支払いに、伊丹市で発生した金額を支払えば生活はなり立たない。

差押え禁止について定める国税徴収法第76条は、所得から一定の額を控除した金額を基準としているところ、〇市に課税の支払いを行っていることが所得に反映されないのは、問題である。

(4) また、事前通告もなく、一方的に本件処分を行ったことは、人格を無視した行為であり、作業手順も間違っている。法に精通していない市民が相手なのであり、説明や確認は最低必要要件である。

2 処分庁の主張

(1) 令和元年12月24日、審査請求人が〇市から伊丹市に転入し、同日、審査請求人の配偶者が、健康保険被保険者資格適用開始届出を行い、審査請求人及び配偶者にかかる国民健康保険被保険者証を受け取った。

(2) 令和2年1月10日、処分庁は、地方税法第13条及び伊丹市国民健康保険税条例第13条の規定に基づき、平成31年度国民健康保険税決定通知書並びに、同税第8期ないし第10期の納付書を送付した。

(3) 令和2年1月29日、審査請求人は伊丹市国保年金課に来庁して、〇市に国民健康保険税の滞納があり、年金支給月の都度これに10万円を納付しているので、伊丹市の国民健康保険税については、令和3年4月以降でなければ納付できない旨を主張した。その際、伊丹

市徴税吏員は、審査請求人の主張には理由がないと判断し、納付がなければ、地方税法等の規定に基づき、督促状の発布や延滞金の徴収を行わなければならないが、また、審査請求人の財産を調査したうえ、滞納処分を行わなければならない旨を説明した。

- (4) 国民健康保険税第8期、第9期及び第10期の納付がなかったため、令和2年2月20日、3月19日及び4月14日に、それぞれ地方税法第726条の規定に基づき督促状を発布した。
- (5) 国民健康保険税第8期、第9期及び第10期の納付がなかったため、令和2年4月24日、処分庁は、納付書を同封の上、期限までに納付がない場合、地方税法に基づき滞納処分を執行する旨記載した納付催告書を送付した。
- (6) 令和2年7月1日、処分庁は、地方税法第728条及び国税徴収法第62条の規定に基づき、厚生労働省年金局事業企画課長及び企業年金連合会理事長に対して、債権差押通知書を送付した。同月8日、処分庁は、企業年金連合会理事長から、債権差押受領にかかる書類を受け取った。同日、処分庁は、国税徴収法第54条の規定に基づき、審査請求人に対し、差押調書の謄本を送付した。
- (7) 令和2年7月9日、審査請求人は、電話にて、〇市に滞納国民健康保険税の納付を継続しているにも関わらず、当該事情を考慮しないことが納付できないと主張した。その際、伊丹市徴税吏員は、督促状や納付催告書に記載したとおり、納付がなかったため、地方税法に基づき滞納処分を執行した旨及び国税徴収法第76条の規定によって算出される債権差押えにかかる金額等を説明した。また、債権差押えにかかる金額の算出方法について、説明文書を作成の上、これを送付する旨を案内した。
- (8) 令和2年7月10日、徴税吏員は、前日の案内のとおり、債権差押えにかかる金額の算出方法を記載した文書「年金支給請求権差押えにかかる予定取立額について」を審査請求人宛てに送付した。
- (9) 地方税法第728条第1項は、「滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る国民健康保険税を完納しないとき、徴税吏員は、滞納者の財産を差し押さえなければならない」と規定されているところ、本件処分は、督促状を発した日から起算して10日を経過した日の後に行っている。また、本件処分が行われた同日時点において、審査請求人にかかる滞納国民健康保険税は完納されていない。よって、本件処分は地方税法第728条に規定された要件を満たしている。
- (10) 本件処分において、国税徴収法第76条に規定された差押禁止金額については控除されている。なお、他の行政機関へ支払うべき滞納金額を控除しなければならない旨を定めた規定はない。また、差押処分を行うにあたり、滞納者による納付意思の表示があれば、納付時期が納期限から大きく経過していたとしても、当該処分をしてはならない旨を定めた法令の規定はない。さらに、差押処分にあたり、事前に通告をした上、納付者の了解を得なければならない旨を定めた法令もない。なお、処分庁は、審査請求人に、納付がない場合には滞納処分を執行する旨を記載した納付催告書を送付し、事前通告も行っており、事前通告がなかったとする審査請求人の主張は事実と異なる。そして、審査請求人は手順作業が間違っていると主張しているが、本件処分は、上記の通り、すべて関係法令の規定に基づき適正に行

われている。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 事実関係については、以下のとおり、認められる。

ア 伊丹市への転入と国民健康保険被保険者資格適用開始届出が行われた時期が令和元年12月24日であること（この点については、審査請求人から反論はない。）から、令和2年1月初旬ころ、国民健康保険税の通知はなされた。少なくとも、最初に到来する第8期分の納期限である令和2年1月31日より早く、国民健康保険税通知がなされたことについては、争いはない。

イ 令和2年1月29日に、審査請求人が、伊丹市の窓口を訪問した際、伊丹市徴税吏員が「納付がなければ、滞納処分を行わなければならない」旨の説明をした。この点、審査請求人は、このとき徴税吏員が、何らかの調査する旨のやりとりがあったと述べるが、ここで話題となった調査が、処分庁の主張するとおり、財産調査を行ったうえで、滞納処分を行うことであっても、不自然とは思われない。

ウ 審査請求人は、〇市に対する国民健康保険税、国に対する所得税、兵庫県に対する不動産取得税の滞納があり、少なくともこれらを合わせると年金支給月に約10万円を支払わなければならない状況であった。

エ 処分庁は、令和2年4月24日に、期限までに納付がない場合、地方税法に基づき、滞納処分を執行する旨記載した納付催告書を送付した。

オ その他、令和2年1月29日に、審査請求人が伊丹市の窓口を訪問したとき、伊丹市徴税吏員が、次年度（令和3年4月）以降でなければ伊丹市の国民健康保険税を支払えないという審査請求人に対して、支払猶予は困難であると回答したこと、国民健康保険税第8期ないし第10期分について納期限までに納付がなかったあと、処分庁が督促状を発布したこと、本件処分のあと、処分庁が、審査請求人に対し、債権差押えにかかる金額の算出方法等を記載した「年金支給請求権差押えにかかる予定取立額について」と題する文書を送付し、その文書には、年金支給債権からの取立予定額は、総支給額から、特別徴収される所得税、特別徴収される住民税、特別徴収される社会保険料の他、最低生活費（2か月分として、29万円）、対面維持費（8月分は1万円、10月分以降は6000円）も控除する旨が記載されていることについては、争いがない。

(2) 審査請求人が支払猶予を申し入れているのに本件処分に至った対応が不当とする主張について

ア 審査請求人が、令和2年1月29日、伊丹市の窓口で、〇市などへの税金の支払いが今年度（令和2年度）中、継続するので、伊丹市の国民健康保険税の支払いを猶予して欲しい旨を申し出たことは認められるが、この申し入れを処分庁が断ったことについては争

いがない。支払猶予が認められた場合には、審査請求人が反論書に添付するような△税務署長の「換価の猶予許可通知書」、□局長の「換価の猶予通知書」のような通知があることは、審査請求人も理解していたわけであるから、そうした通知が処分庁からなされていない以上、支払猶予の申し出が認められていないことは、審査請求人は認識し得たといえる。

また、支払猶予の申し出のあとも、督促状が届いていたことについては争いがないところ、この点からも、支払猶予の申し出は認められておらず、納期限までに支払いをしなればならなかったことは、認識し得たものといえる。

この点、審査請求人は、処分庁から後日返答があるものと理解していたが返答しなかったので支払猶予の申し出が了解されたものと受け取った、督促状が来ても行動を起こす必要はないと判断したと主張するが、このような主張は採用できない。

イ また、審査請求人は窓口まで訪問して相談しているのに、これに対応しないことは不誠実と主張するが、処分庁は、法律の規定に従って、納税者が納期限までに国民健康保険税を完納していない場合は、納期限後20日以内に督促状を送付していること（地方税法第726条）、その後、目立つように赤地に白文字で「滞納保険税催告」と表題があり、「あなたには国民健康保険税の未納があります。督促状などにより納税を催告いたしました。同封の納付書について納付を確認することができません。」とか、「なお、最終期限までに納付のない場合は滞納額の大小に関わらず地方税法の規定に基づき、財産調査の上、滞納処分を執行します。」とか記載がある納付催告書を送付していること、法律上は、滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る国民健康保険税を完納しない場合、滞納者の財産を差し押さえなければならないと規定される（地方税法第728条1項）、第10期の納期限の令和2年3月25日から3か月以上経過した同年7月1日まで待つて本件処分が行われていることからすると、処分庁としては任意の支払いを十分に促しているといえ、処分庁の対応が不誠実とは言えない。

ウ よって、審査請求人が支払猶予を申し入れているのに本件処分に至った対応が不当ということはない。

(3) ○市などへの税金の支払いがあることが考慮されていないとする主張について

ア 滞納処分については、地方税法第728条第7項の規定により、国税徴収法の例によることとされているところ、国税徴収法第63条の規定で、差し押さえる債権の範囲は、原則その債権の全額を差し押さえなければならないとされる。一方で、社会保険制度に基づき支給される退職年金、老齢年金、普通恩給、休業手当金及びこれらの性質を有する給付に係る債権は給料等とみなして同法第76条の規定を適用するとされる（同法第77条）、給与債権を差し押さえる場合は、源泉徴収義務によって徴収される所得税、特別徴収の方法によって徴収される住民税、給与等から控除される社会保険料、政令で定める最低生活費、給料等の金額からこれらの金額を控除した金額の100分の20に相当する金額の合計額に達するまでの部分の金額は、差し押さえることができないとされている（同法第76条第1項各号）。前述の政令で定める最低生活費の金額は、

生活保護法第12条に規定する生活扶助の基準を勘案して政令で定めることとされているところ、国税徴収法施行令第34条の規定により、一律に「一月ごとに十万円（滞納者と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）その他の親族があるときは、これらの者一人につき四万五千円を加算した金額）」と定められている。この規定は、健康で文化的な最低限度の生活を保障するという憲法第25条第1項の趣旨を踏まえたものである。

本件処分は、審査請求人が第三債務者企業年金連合会に対して有する令和2年8月支給分以降の企業年金連合会老齢年金代行年金のうち、国税徴収法第76条第1項各号に掲げる金額を控除した金額の請求権を差押財産とする差押処分であるところ、審査請求書添付の「年金支給請求権の差押えにかかる予定額について」によれば、国税徴収法の規定に従った適切な控除がなされているものと認められる（特別徴収される社会保険料の額や世帯人数等は、明らかにされていないが、この点について争いはない。）。

イ 一方で、国税徴収法には、〇市など国や他の地方自治体への税金の支払いがあることを、差押財産から控除する旨の規定は存在しない。

また、審査請求人は、2か月に1度、34万6000円程度の年金の収入を得ている。ここから、令和2年8月分の年金支給については3万7000円が差し押さえられたとしても、30万9000円程度が、令和2年10月分以降の年金支給については2万3000円が差し押さえられたとしても、32万3000円程度が手元に残ることとなる。前述のとおり、法律上は、〇市などへの税金の支払いがあることを考慮する必要はないが、仮に、〇市などへの支払いが2か月に1度、10万円程度あったとしても、審査請求人には、20万円程度（月額にすると10万円程度）の額が手元に残ることになるから、最低限度の生活すらままならないという状況はない。

ウ そもそも、先行して公租公課の滞納があるからといって、後行の処分庁の対応が阻害される理由はない。審査請求人としては、〇市などに対して、さらに滞納公租公課が増加したことを説明したうえで、さらに長期の分割払いを申し出るとともに、処分庁に対しても、支払猶予や分割弁済について、承諾を受けられるように努めるべきであった（もとより、処分庁がそうした要請に応じる義務があるとまではしない。）。

結局のところ、処分庁からは、支払猶予や分割弁済について承諾を受けないまま、〇市などへ税金の支払いがあるなどとして、処分庁への国民健康保険税の支払いを怠ったものに過ぎず、〇市などへの税金の支払いがあることが、本件処分の当否の判断に影響を与えるものとは言えない。

(4) 事前通知もなく本件処分を行うことはできないとする主張について

ア 審査請求人は、審査請求書では、事前通告も無く、一方的な行動は、支払うものに対しての人格を無視した行為であると主張し、反論書では、実施にあたり、法に精通していない市民に対して、説明と確認が最低必要要件であるとも主張するので、この点について、検討する。

イ 処分庁は、法律の規定に従って、納期限後20日以内に督促状を送付していること、その後、目立つように赤地に白文字で「滞納保険税催告」と表題があり、「あなたには国民

健康保険税の未納があります。督促状などにより納税を催告いたしました。同封の納付書について納付を確認することができません。」とか、「なお、最終期限までに納付のない場合は滞納額の大小に関わらず地方税法の規定に基づき、財産調査の上、滞納処分を執行します。」とか記載がある納付催告書を送付していることについては、前記認定のとおりであり、事前通告がないとはいえない。

もとより、財産の差押えについては、仮に財産を差し押さえることを事前に明確にすれば、財産隠しなどにより執行が妨げられる影響を受けるので、密行性が必要とされ、事前通告は、必ずしも必要とはされるものではない。

ウ 令和2年1月29日に、審査請求人が、伊丹市の窓口を訪問した際、伊丹市徴税吏員は、〇市などへの税金の支払いがあることを理由に、処分庁の国民健康保険税の支払いを猶予することは困難と否定的な答弁をしたことには双方に争いが無い。また、このとき、一般論として、納付がなければ、滞納処分をおこなわなければならないと説明していることも認められる。

その後も、処分庁は、督促状を送付したり、納付催告書を送付したりして、国民健康保険税の支払いを促し、そのまま滞納が続けば、財産調査の上、滞納処分を執行する旨を連絡していたのであるから、説明としては十分である。この説明は、相手方が、法に精通していない市民であることを前提としても、この結論は変わらない。

この点、審査請求人は、〇市では督促は自動的に出るもので、話ができていれば行動を起こす必要がないといわれていたことを根拠にして、処分庁からの督促状や納付催告書を見無視したかのような主張も見受けられるが、それもあくまで話が別でできていればの話に過ぎず、処分庁との間では、支払猶予や分割納付の話ができていたわけではないので、督促状や納付催告書を見無視してよいと理解した理由とはならない。

また、滞納処分は、滞納者から任意の支払いが得られない場合の強制処分なのであるから、滞納者から確認を得ることなどは前提としていない。

よって、本件処分の実施にあたって必要な説明と確認がないとする主張にも理由はない。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

令和2年10月15日 諮問書を受理

令和2年10月20日 調査審議

令和2年11月10日 審査請求人より口頭意見陳述申立書、主張書面及び資料を受理

令和2年12月18日 調査審議、審査請求人による口頭意見陳述を開催決定及び実施

第6 審査会の判断の理由

当審査会は、審査請求人及び処分庁の主張を検討した結果、以下のように判断する。

- 1 滞納処分については、地方税法第728条第7項の規定により、国税徴収法の例によることとされているところ、国税徴収法に〇市などの他の行政機関へ支払うべき滞納金額を

控除しなければならない旨を定めた規定はない。そのため、処分庁が、本件処分の差し押さえ範囲を決定するに際し、〇市などへの税金の支払いがあることを考慮しないことは違法又は不当とまではいえない。

2 地方税法第15条第1項は、同項各号に該当する事実がある場合は、「その者の申請に基づき、一年以内の期間を限り」徴収猶予をすることができる旨を規定しているところ、審査請求人は令和2年1月29日に窓口に来庁した際は、1年以内に国民健康保険税の支払いをすることはできない旨を主張していたため、同条の徴収猶予の要件を満たさない。そのため、処分庁が、仮に〇市などの他の行政機関のように審査請求人が支払猶予を申請していたとしても申請は認められる可能性はないことを前提として本件処分に至った手続が違法又は不当とはいえない。

3 また、地方税法726条第1項は、徴収金を「完納しない場合においては」「納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない」旨を規定しているところ、審査請求人が平成31年度伊丹市国民健康保険税第8期から第10期の納付を行わなかったため、処分庁は、平成31年2月20日に第8期、同年3月19日に第9期、同年4月14日に第10期の督促状を発布しているため、本件処分は同項に規定された要件を満たしている。

したがって、処分庁は、事前通知をしたうえで本件処分をしており、本件処分に至った手続が違法又は不当とはいえない。

以上より、本件審査請求は、第1記載のとおり判断する。

第7 付言

最後に、徴収に携わる職員の窓口での対応の在り方について付言する。地方税法第15条以下で徴収猶予が定められた趣旨は、納税者が災害、疾病その他の事実により一時に納税をすることができない場合において、地方団体の長は、納税者に納税資金調達の時間的余裕を与えるため、一定期間徴収を猶予することができる点にある。そのため、職員は、滞納者から徴収猶予に関する申出又は質問等があった場合は、滞納者の言い分を正確に聴き取ったうえで、滞納者に対して徴収猶予の要件等を説明し、仮に滞納者の財産の状況その他の事情からみて徴収猶予が妥当でない場合には、その旨を明確に説明することが求められると解する。

伊丹市行政不服審査会
会長 阿部 昌樹
委員 石橋 伸子
委員 角松 生史